特定個人情報保護評価の再実施について(国民年金)

1 事務の概要

国民年金に関する事務は、国民年金法等の定めるところにより市町村で行うこととされている法定受託事務と法定受託事務に付随する事務や相談等について、国と市町村の協力・連携のもとに行っている協力・連携事務がある。

市町村の主な業務は、

- ①資格届出・免除申請・年金請求等の窓口受付業務及び相談業務
- ②日本年金機構への報告事務

であり、届出等の審査・決定は日本年金機構が行っている。

業務実施にあたっては国民年金システム(千葉市が調達し管理するシステム端末)を使用 しており、市による情報連携は行っていない(特定個人情報による情報連携は日本年金機構 が行う)。

なお、特定個人情報を取り扱う届出書等は日本年金機構指定様式であり、記載項目が定められている。また、市から日本年金機構への届出書等の進達及び日本年金機構から市への処理結果の電子媒体の送付に際しては、情報を暗号化するとともに、定期的に日本年金機構から指定される暗証番号により情報の保護を図っている。

2 全項目評価書の主な内容変更点について

特定個人情報の移転に関する記載を削除する。

<削除の理由>

平成29年1月の組織改正により、それまで移転先であった市民課と国民年金事務を行う保険年金課が市民総合窓口課に統合されたため。